

## 現場代理人常駐義務の臨時緩和措置について

現場代理人常駐義務の緩和措置について、令和元年東日本台風等による被害の復旧・復興工事での技術者の不足による入札不調の防止対策の強化を図るため、次のとおり運用の変更を行う。

### 1.緩和措置拡大の内容

#### 【現行】

一人の現場代理人が兼務できる工事は、下記の要件いずれかにより国の施策により請負金額1,000万円以上の工事2件まで兼任できるとし、このほか、臨時措置により令和元年東日本台風被害による福島県が発注する災害復旧等工事2件まで兼務を可とする。

- ①10km程度の近接した場所で同一の建設業者が施工する場合。ただし、臨時措置による福島県発注災害復旧等工事に限り市内全域。
- ②請負金額がそれぞれ3,500万円未満の工事（建築一式工事である場合にあっては、7,000万円未満）で、工種区分が同一。

#### 一人の現場代理人が担当することができる工事数のパターン

請負金額	パターン1	パターン2	パターン3
1,000万円以上 3,500万円未満	● ●	●	
1,000万円 未満		● (●)	● ● (●)
<b>臨時措置分</b>	(●)(●)	(●)(●)	(●)(●)

- ※(●)は**本宮市発注災害復旧等緊急工事**
- ※(●)は**福島県発注災害復旧等緊急工事**

#### 【改正】

一人の現場代理人が兼務できる工事は、下記の要件いずれかにより**本宮市が発注した請負金額3,500万円未満（建築一式工事である場合にあっては、7,000万円未満）の工事は2件（災害復旧等の緊急工事を含む場合3件）兼務できる**こととし、このほか、臨時措置により令和元年東日本台風被害による福島県が発注する災害復旧等工事2件まで兼務を可とする。

- ①10km程度の近接した場所で同一の建設業者が施工する場合。ただし、臨時措置による福島県発注災害復旧等工事に限り市内全域。
- ②請負金額がそれぞれ3,500万円未満の工事（建築一式工事である場合にあっては、7,000万円未満）で、工種区分が同一。

#### 一人の現場代理人が担当することができる工事数のパターン

請負金額	工事数
3,500万円未満 (建築一式工事は 7,000万円未満)	● ● (●)
<b>臨時措置分</b>	(●)(●)

- ※(●)は**本宮市発注災害復旧等緊急工事**
- ※(●)は**福島県発注災害復旧等緊急工事**

### 2.適用時期

令和2年11月2日付制限付一般競争入札公告分から令和3年8月31日まで